

令和 5 年 12 月

お客様各位

豊田信用金庫

豊田信用金庫非課税口座約款の改訂のお知らせ

当金庫では、令和 5 年 12 月 29 日より豊田信用金庫非課税口座約款を改訂しますのでお知らせします。
なお、改訂後の約款は、改訂前からお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、予めご了承ください。

1. 対象となる約款

非課税口座約款（改訂日 令和 5 年 12 月 29 日）

2. 主な改訂内容

- ・ 非課税口座開設届出書等の提出等について、租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 24 項から租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 19 項への文言変更
- ・ その他、内容の軽微な修正

3. 改訂後の約款は、こちらからご覧いただけます。（改訂日以降にご覧いただけます。）

[各種規定集](#)

4. お問い合わせ先

豊田信用金庫 業務管理部

【電話番号】 0565-36-1252

【受付時間】 月曜日～金曜日 9:00～17:00（土日祝日、12 月 31 日～1 月 3 日を除く）

以 上